

## 一般財団法人 新潟県老人クラブ連合会 表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、老人クラブの育成発展に功績のあった者又は団体及び優良老人クラブに対し、本会会長が表彰又は感謝するために必要なことを定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 老人クラブ功労者表彰

- ①市町村・地区・支部（以下「市町村」）の老人クラブ連合会の役員を10年以上在任し、功績のあった者
- ②単位老人クラブの役員を10年以上在任し、顕著な功績があると県老人クラブ連合会会長が認めた者
- ③県老連の役員を5年以上在任し、顕著な功績があった者

(2) 優良老人クラブ表彰

- ①設立10年以上の老人クラブであって、その活動が優秀で他の範とするに足ると認められるクラブ
- ②前項により過去に表彰を受けた老人クラブにおいて、その受賞後15年以上経過した場合は、再表彰することができる。

(3) 永年勤続職員表彰

県及び市町村老人クラブ連合会事務局を、専任で5年以上担当している職員

(感謝の対象)

第3条 感謝は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 老人クラブ協助者

老人クラブ又は老人クラブ連合会の役員及び職員でない者で、老人クラブ活動に積極的に協力援助した個人及び団体並びに企業等

(2) 県老人クラブ連合会の役員

県老人クラブ連合会の役員等を2年以上在任して退任する者

(表彰等の時期)

第4条 この規程による表彰等は、原則として新潟県老人福祉大会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の感謝は、その事実が生じたときに行う。

(表彰の数)

第5条 表彰の数は、次のとおりとする。

- (1) 老人クラブ功労者表彰
    - ① 第2条(1)①及び②関係 50名以内
    - ② 第2条(1)③関係 若干名
  - (2) 優良老人クラブ表彰 20クラブ以内
  - (3) 永年勤続職員表彰 若干名
- 2 特別な事情がある場合は、前項の数を超えて表彰することができる。

(被表彰者等の推薦)

第6条 被表彰者等の推薦は、毎年度別に通知するところにより、原則として市町村老人クラブ連合会長が県老人クラブ連合会長に対して行う。

(被表彰者等の選定)

第7条 被表彰者等の決定は、表彰選考委員会で選定する。

- 2 表彰選考委員会は、その都度会長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

(表彰の除外)

第8条 過去において老人クラブ関係の功により、次の各号の一に該当する表彰又は感謝を受けた個人、及び過去に全国老人クラブ連合会会長及び本会会長から表彰を受けた老人クラブでその受賞後15年以上経過していないものは、表彰又は感謝を行わない。

- (1) 厚生労働大臣及び新潟県知事から表彰又は感謝を受けたもの
- (2) 全国社会福祉協議会会長及び新潟県社会福祉協議会会長から表彰又は感謝を受けたもの
- (3) 全国老人クラブ連合会会長から表彰又は感謝を受けたもの及び本会会長から表彰を受けたもの

附 則

この規程は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

平成27年3月27日一部改正 (施行 平成27年4月1日)

平成30年3月26日一部改正 (施行 平成30年4月1日)